

平成27年度第1回別府市総合教育会議議事録

1 日 時 平成27年8月5日
開会 午後4時00分 閉会 午後4時30分

2 場 所 別府市役所5階 大会議室

3 出席者

(構成員) 別府市長 長野 恭紘

教育委員会

教育委員長 福島 知克

教育委員 小野 和枝 (委員長職務代理者)

教育委員 明石 光伸

教育委員 高橋 護

教育長 寺岡 悌二

(事務局) 総務部長 豊永 健司

総務部総務課長 月輪 利生

総務部総務課参事 本田 壽徳

総務部総務課主査 藤内 洋一

教育参事 湊 博秋

教育次長兼教育総務課長 重岡 秀徳

教育総務課課長補佐 三宅 達也

教育総務課主幹 志賀 貴代美

4 議 題

(1) 別府市総合教育会議の運営について

○総合教育会議の法的位置づけについて

○別府市総合教育会議運営要綱(案)について

○別府市総合教育会議傍聴要領(案)について

(2) 教育大綱策定に向けて

○策定方針について

(3) その他

5 議事の経過

○本田総務課参事

定刻になりましたので、これより平成27年度第1回別府市総合教育会議を開会させていただきます。本日、司会進行をさせていただきます総務部総務課参事の本田といいます。よろしくお願いいたします。

なお、現在、会議の傍聴の手続等については、本日の議題のうちの別府市総合教育会議傍聴要領（案）についてで協議をお願いすることにしておりまだ定めていませんが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定により会議は公開することになっています。そのため、本日の会議では、傍聴を希望する者は受付簿に記入の上、傍聴させることにしたいと思いますので御了承をお願いします。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第7項では、総合教育会議の定めるところによりその議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないと定められていることから、現在総合教育会議で定めたものではありませんが、議事録作成のための録音をさせていただきたいと思いますので御了承をお願いします。

早速会議に入りたいと思います。

最初に、長野市長に御挨拶をお願い申し上げます。

○長野市長

皆様、改めましてこんにちは。

教育委員の皆様方には大変お忙しい中、第1回の総合教育会議に足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。法律の本当に大きな改正がございました。いわゆる首長、私と教育委員の皆様方がより連携を深めてしっかりと別府市の子どもたちの将来についての責任を持つことに、今まで教育行政の責任が私からいわせれば、少し曖昧になっていたところがあったのではないかと感じておりますが、それがしっかりと責任を持って取り組むという体制ができ上がるのではないかと感じております。抽象的な表現ではなくて、より具体的に別府市の子どもたちをどういう子どもたちにしたいのか、今まで地方教育行政に携わっていただいた教育委

員の皆様方の深い知見をいただきながら私の意見も言わせていただく中で、将来の子どもたちに対して責任を持つというところで私もしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○本田総務課参事

続きまして、福島教育委員長より御挨拶をお願い申し上げます。

○福島教育委員長

皆様こんにちは。教育委員長の福島知克でございます。教育委員会を代表しまして、一言御挨拶申し上げます。

先ほど市長が教育行政の新しい改革についてお話されましたとおりに、今回の教育制度の改革により実施されることになりました総合教育会議は、民意を代表する市長と教育委員会が協議調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して施行に当たると期待されるものでございます。教育委員会は引き続き執行機関として執行権限を有することになりますが、その役割の重要性を十分に踏まえ、これまで以上に活発な議論を行い、課題に迅速に対応できるよう教育委員一同努めていきたいと考えております。私ども教育委員会は新しい制度のもとで行われる総合教育会議を大変前向きに捉えております。市長と協議や意見交換ができますことを大変意味深いことと思っている次第でございます。本市の教育課題に対して方向性を共有することで、別府の教育がますます充実するものと期待しているところでございます。

最後に、この総合教育会議を通じて本市の子どもたちのために、そして、市民全体に教育行政がますます発展し、市長と教育委員会がこれまで以上に関係性を深めていくことをお願い申し上げまして御挨拶といたします。どうかよろしくお願ひいたします。

○本田総務課参事

続きまして、教育委員の皆様より自己紹介をお願いします。

最初に、小野委員長職務代理者をお願いいたします。

○小野教育委員

小野和枝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○本田総務課参事

続きまして、明石教育委員をお願いいたします。

○明石教育委員

明石光伸といいます。よろしくお願いいたします。

○本田総務課参事

続きまして、高橋教育委員です。

○高橋教育委員

教育委員、高橋護と申します。よろしくお願いいたします。

○本田総務課参事

続きまして、寺岡教育長、お願いいたします。

○寺岡教育長

お世話になります。寺岡といいます。お願ひします。

○本田総務課参事

ここで事務局のほうから自己紹介をいたしたいと思います。

○豊永総務部長

皆さん、こんにちは。総務部長の豊永です。どうかよろしくお願ひいたします。

○月輪総務課長

総務課長の月輪と申します。よろしくお願ひいたします。

○本田総務課参事

本日の進行をさせていただきます総務課参事の本田でございます。よろしくお願ひします。

○藤内総務課主幹

総務課の藤内と申します。よろしくお願ひします。

○湊教育参事

教育参事の湊と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○重岡教育次長兼教育総務課長

教育総務課長、重岡と申します。よろしくお願ひいたします。

○三宅教育総務課課長補佐

教育総務課教育企画係長の三宅と申します。よろしくお願ひいたします。

○志賀教育総務課主幹

教育総務課の志賀と申します。よろしくお願ひいたします。

○本田総務課参事

では、これより議事に入ります。

議題1は、別府市総合教育会議の運営についてです。事務局より御説明を申し上げます。

○月輪総務課長

総務課長の月輪です。着座で御説明させていただきます。

事務局より総合教育会議の法的位置づけについて御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が4月1日施行され、地方公共団体の長と教育委員会が相互に連携を図り、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、全ての地方公共団体の長に総合教育会議を設置することが義務づけられました。手元の資料の3ページにその抜粋部分を掲載しておりますので、それも合わせてごらんください。

2ページ(1)総合教育会議の設置等について、今申しあげました3ページの抜粋部分を要約して御説明申し上げます。

白抜きの丸の2番目のほうです。首長は、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して教育の振興に関する施策の大綱を策定するとうたっております。

次に、白丸の一番上です。首長は、総合教育会議を設けること。会議は首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。これにつきましては3ページの第1条の4のあたりに記載がございます。

次に、白丸の3番目です。この会議では、大綱の策定、教育条件の整備等、重点的に構すべき施策、緊急の場合に構すべき措置について協議調整を行うこと。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならないことがうたわれております。これにつきましては3ページの第1条の4第2項から第9項に掲載されております。

(2)その他は、首長は総合教育会議終了後、会議の議事録を作成し公表するよう努めなければならない。これにつきましては、第1条の4第7項に記載がございます。

説明については以上であります。

○本田総務課参事

質疑がありましたらお願いします。

(「異議ありません」と言う者あり)

○本田総務課参事

では、進めさせていただきます。

まず、資料の4ページをごらんください。まず、事務局から運営要綱(案)について提案をさせていただきます。

○月輪総務課長

別府市総合教育会議運営要綱(案)の提案について御説明いたします。

総合教育会議の運営について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項に総合教育会議の運営に関し必要な事項は総合教育会議が定めるとされていることから、別府市総合教育会議運営要綱(案)を定めようとするものであります。別府市総合教育会議運営要綱案を読み上げます。

目的、第1条、この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づき、別府市総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

会議の招集、第2条、市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議の協議・調整事項を決定し、教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急に会議を招集する必要があるときは、この限りでない。第2項、教育委員会は、法第1条の4第4項の規定により会議の招集を求めようとするときは、あらかじめ協議・調整事項を市長に通知するものとする。

会議の議事、第3条、市長は、議長として会議の議事進行を行うものとする。

意見聴取、第4条、会議は、法第1条の4第5項の規定により、関係者又は学識経験者の出席を求め、協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。第2項、前項に規定する関係者又は学識経験者の出席については、あらかじめ市長及び教育委員会において協議の上、市長が決定する。

会議の公開、第5条、会議は公開するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合は、あらかじめ市長及び教育委員会において協議の上、市長が決定するものとする。

議事録の作成、第6条、市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条において非公開とし

た内容については公開しないものとする。第2項、議事録には市長及び教育長又は教育委員の中から市長が指名する者1人が署名しなければならない。

第3項、第1項に規定する議事録の公開は、市ホームページにおいて行うものとする。

事務局、第7条、会議の事務局を総務部総務課に置く。

その他、第8条、この要綱で定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則、この要綱は平成27年8月5日から施行する。

以上であります。

○本田総務課参事

ただいま提案しました運営要綱につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「異議ありません」と言う者あり)

○本田総務課参事

では、この案のとおり運営要綱を定めることをお認めいただきますでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○本田総務課参事

では、この要綱で定めることにしたいと思います。

要綱第3条には「市長が議長として会議の議事進行を行うものとする。」と規定されておりますので、以降は市長に議長として議事を進めていただきたいと思っております。市長、よろしくお願いいたします。

○長野市長

それでは、ただいまより私のほうで議事を進めさせていただきます。

それでは、別府市総合教育会議傍聴要領(案)について事務局から説明をお願いします。

○月輪総務課長

別府市総合教育会議傍聴要領(案)について御説明いたします。

総合教育会議の運営について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項に総合教育会議の運営に関し必要な事項は総合教育会

議が定めるとされていることから、別府市総合教育会議傍聴要領（案）を定めようとするものであります。別府市総合教育会議傍聴要領（案）を読み上げます。

趣旨、第1条、この要領は、別府市総合教育会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

傍聴の手續、第2条、会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人名簿にその住所及び氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。第2項、傍聴券は先着順に交付する。第3項、市長は、傍聴席の都合等で特に必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。第4項、第2項の規定にかかわらず、報道関係者であって市長が認めるものは、会議を傍聴できるものとする。

傍聴することができない者、第3条、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。第1号、酒気を帯びていると認められる者、第2号、会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者、第3号、前2号に掲げる者のほか、市長が傍聴を不相当と認める者。

傍聴人の遵守事項、第4条、傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。第1号、みだりに傍聴席を離れないこと。第2号、議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。第3号、私語、談話、拍手等をしないこと。第4号、飲食又は喫煙をしないこと。第5号、異様な服装をしないこと。第6号、前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

写真、映画等の撮影及び録音等の禁止、第5条、傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた者は、この限りでない。

傍聴人の退場、第6条、市長は、傍聴人がこの要領の規定に違反し、議事を妨害するときは、これを制止し、これに従わないときは退場を命ずることができる。第2項、傍聴人は、前項の規定により市長が退場を命じたとき、若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないことが決定されたとき、又は会議閉会後は、速やかに退場しなければならない。

係員の指示、第7条、傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

ない。

その他、第8条、この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則、この要領は、平成27年8月5日から施行する。

別記様式で第4条の遵守事項を傍聴される方へのお願いとして表記しております。

以上であります。

○長野市長

質疑等がありましたら、よろしくお願いを申し上げます。

（「ありません」と言う者あり）

○長野市長

ございませんか。

それでは、傍聴要領はこれで決定をさせていただきたいと思えます。

別府市総合教育会議運営要綱第6条第2項に、議事録には市長及び教育長又は教育委員の中から市長が指名する者1人が署名しなければならないと規定されておりますので、今回は教育長にお願いをいたします。

○寺岡教育長

了解しました。

○長野市長

議題2、教育大綱策定に向けてです。事務局より説明をお願いいたします。

○月輪総務課長

資料の8ページをごらんください。

議題2、教育大綱策定に向けてというところで大綱の定義等について御説明いたします。

（1）大綱の定義、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定するものではない。対象期間は、4年から5年を想定しております。

（2）大綱への記載事項、地方公共団体の判断に委ねられておりますが、主として地方公共団体の長が有する予算や条例提案等の権限に関する事項

についての目標や施策の根本となる方針が記載内容として考えられます。内容につきまして、地方公共団体の長が策定するものでありますが、総合教育会議において十分に協議・調整を尽くすことが肝要であるとうたわれております。

以上であります。

○長野市長

質疑等がありましたら、よろしく申し上げます。

(「ありません」と言う者あり)

○長野市長

よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○長野市長

それでは、大綱の策定方針でよろしいですね。

大綱の策定方針についてということで、皆さんにお配りの資料の中にも書いておりますとおり、現在、別府市総合計画という最上位計画があつて、別府市教育行政基本方針は策定されておりますので、大綱の策定に当たっては、その内容を念頭に置いていきたいと基本的には考えております。今年度、作業を進めております別府市総合戦略、これは地方創生のいわゆる総合戦略プランということでお考えをいただいていると思います。この総合戦略プランを10月末をめどに作成するようにしております。これと新たに見直しをします最上位計画である別府市総合計画の後期の基本計画の進捗状況を踏まえながらこの大綱の作成の協議をしていきたいというふうに思っております。最終的には、別府市全体として進めようとしている内容と整合性をとりながら大綱を作成したいと考えております。要は今までのものと整合性をとりながら大綱のほうも合わせてつくっていききたいと考えておりますが、こういう基本方針でよろしいでしょうか。

(「はい、結構です」と言う者あり)

○長野市長

それでは、ただいま御提案を申し上げました策定方針に従いまして、教育大綱の策定を進めたいと考えております。

ということで、事務局にお返しをします。

○月輪総務課長

それでは、議題3につきまして、その他といたしまして、事務局から今後の見通しでございますが、今、市長が言われましたように総合教育会議の今後についてですけれど、10月をめどに総合戦略会議のプランが出ますので、その直前ぐらいにまた内容を聞きまして、それとの整合性がありますので10月末から11月初旬にかけて委員さん等から意見をお聞きしながら第2回を進めたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○長野市長

せっかくですので教育委員の皆様方から一言ずつ何か御意見とか今後の考え方なり、簡単に結構ですので、教育委員長の福島さんから。

○福島教育委員長

我々、いろんなことを勉強させていただいていますけれども、この教育委員会でいろんな視察の中でやっぱり全ては子どもたちのためにとか、全ては先生たちのいいレベルアップのためにとかいろんなところを学んできました。やはり先進県のそういうところは取り入れながら、我々の悪いところは見直しながら前向きにやっていきたいというのが私たちの気持ちであります。よろしくお願いいたします。

○明石教育委員

明石でございます。私も教育委員でいろいろ別府市の子どもたちのため、別府市の学力とかいうのも大変問題であろうと思いますし、今まで視察で日本でも有数な学力のある県の視察に行きましたし、逆にあまり言われませんが低いところも行ってまいりましたし、また低いところが別府市よりも上がったところもありますから、なぜそういうふうになったのかというところもいろいろ検証させていただいて本当に資するものがたくさんありました。今後はいわゆる行政、市長さんと一緒になってこれを推し進めると、我々、教育委員会だけとは違って、市長等の御意見を伺いながらもっとうまくやっていけるんじゃないかなと非常にこの総合教育会議は期待しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○高橋教育委員

それでは、高橋でございます。もう委員長さん、明石委員さん、お話しいただいたとおりでございます。私はもう1つ私なりに思いがあるのは、

私たちが大人になったときにあの時代のあの先生に出会ってよかった、あの時代あの学校に通ってよかった、そういう思いがずっと大事にできるような別府の子どもたちを増やしていけたらなど。そういったことでは市長さんとともにほかの委員さん方と御一緒になってそういう心の優しいと言いますか、豊かと言うか、そういう子どもたちをもっと育てていければなど、そんなところでお手伝いさせていただこうかなと思っております。よろしく願いいたします。

○小野教育委員

私、女性1人ですので、女性という立場で母親としてそういうふうな立場からしっかり考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○寺岡教育長

今回こういう総合教育会議が構成されまして、これまでも首長さんとは話しておりますけれども、別府市の重要課題に対しまして市長さんは民意の長でありまして、民意の反映ができる。教育委員の皆さんと本当に別府市が今から向かおうとする教育の方向がより具体的に達成できる一つの会議だろうと思っております。子どもたち一人一人が本当に安心、安全に過ごせ、学び合える学校と地域とコミュニティーを大事にするようなまちになって、本当に別府で生まれ育って別府のこの学校に通ってよかったと言えるような教育をぜひ、市長と一緒に教育委員さんとともにその覚悟でいければという思いでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○長野市長

ありがとうございました。

大綱の策定はこれからでございますけれども、教育長とは事前にいろいろと話をさせていただいている中で、先ほども私が挨拶の中で申し上げましたけれども、別府市の子どもたちにどうあってほしいかとか、別府市の子どもたちをどんな大人にしていきたいかとかいうことを想像しながら、具体的に例えば明石先生が言われるように学力の問題もあろうかと思えますし、また、これからたくましく、やっぱりこれだけいろいろ高度情報化社会の中で頭を使っていろいろとやっていかなければいけない高度な技術を要するような仕事が増えていくということが想定をされますし、どうや

ってその中をたくましく生きていくかとか、そのためにはやはりいろいろと具体的な方策が必要だと思いますし、あとは、例えばベンチャー企業の社長さんたちというのは、また教育の世界の方々とはまた別な考え方をお持ちの方々がたくさんいらっしゃるって、自分の昔からの考え方とか、過去を振り返ったときに自分はこういうふうなプランを立てて、例えば中学校のころからこういうふうにしてきたとか、そういういろんなストーリーを持っている社長さんたちがいらっしゃるってとかで、夢を実現した方々と子どもたちがふれあう時間をつくって行って、何かしら将来に対しての刺激を与えるようなものができたらいいなとかいろいろと話をするところがあります。そういったことを具体的に大綱の中で定めていきたいというところでいつも話をさせていただいておりますが、私自身もまだ40で生意気を言っておりますけれども、皆さんから見れば子どもみたいなもんだと思いますので、教育委員の皆様方のお考えをお聞きしながら頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、以上で議事を終了したいと思います。御協力をいただきましてありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○本田総務課参事

御協議ありがとうございました。

これをもちまして、平成27年度第1回別府市総合教育会議を閉会いたします。本日は御参加いただき、まことにありがとうございました。